

件名：定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の公表

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第5号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月18日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

### 第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

＜財務・事務に関する事項＞

（平成28年度監査結果報告分）

#### 【土木建築部】

#### 1 財産の管理が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。（都市公園課）

##### (2) 講じた措置の内容

全ての県営都市公園について、管理物品一覧を更新した。今後は、指定管理者と締結した基本協定書に基づき、適正な事務処理に努める。

（平成30年度監査結果報告分）

#### 【病院事業局】

#### 1 預り金の管理に改善を要するもの

##### (1) 指摘の内容

所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料及びその他預り金について、不明な残高があるの  
で、残高の内訳等を明らかにして適正に処理する必要がある。（病院事業総務課）

##### (2) 講じた措置の内容

当該預り金について、更正処理を行った。今後は、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病  
院事業局管理規程第19号）等に基づき、適正な事務処理に努める。

（令和元年度監査結果報告分）

#### 【各部局共通】

#### 1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 証紙に消印が押されていないものがあつた。

- ・土木建築部（南部土木事務所）
- ・警察本部（名護警察署）

イ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部改正により手数料が改定されたが、誤って旧手数料  
の額で収納していた。

- ・保健医療部（中部保健所及び南部保健所）
- ・教育庁（学校人事課）

##### (2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則  
第13号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図って  
いる。

イ 手数料の不足分について、保健医療部は全額徴収済み、教育庁は文書により追加納付を依頼し、  
徴収に努めているところである。指摘後、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県

規則第14号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

契約を締結するときは、支出負担行為の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの、出納機関に合議していなかったものがあった。

- ・企画部（交通政策課）
- ・環境部（環境整備課）
- ・子ども生活福祉部（子ども未来政策課）
- ・保健医療部（看護大学、中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所）
- ・農林水産部（宮古農林水産振興センター及び畜産研究センター）
- ・土木建築部（河川課）
- ・選挙管理委員会

### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 3 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

- ・総務部（自治研修所）
- ・農林水産部（農業研究センター石垣支所）
- ・文化観光スポーツ部（芸術大学）
- ・病院事業局（中部病院及び南部医療センター・こども医療センター）
- ・教育庁（総合教育センター）

イ 予算執行何で決裁を受けた執行予定額を超える金額で、予定価格調書を作成していた。

- ・病院事業局（北部病院）

### (2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 4 契約書を作成していなかったもの

### (1) 指摘の内容

ア 物品の購入（取得金額20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手續もされていなかった。

- ・総務部（那覇県税事務所）
- ・環境部（環境再生課）
- ・土木建築部（用地課）

イ 物品の購入（取得金額100万円以上）について、契約書が作成されていなかった。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

### (2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

### 【総務部】

## 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

### (1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税						(円、%)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
令和元年度	138,196,936,370	136,220,953,076	105,447,987	1,931,135,955	98.6	
平成30年度	132,239,762,655	131,067,722,622	130,908,088	1,171,605,406	99.1	
対前年度比	104.5	103.9	80.6	112.5	—	
						(税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)
	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率			
イ 土地貸付料	45,253,385円	6.2%	6.9%	(管財課)		

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の74.9パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施した。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収、共同催告などの支援を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料について、引き続き債権管理回収業者へ委託するとともに、滞納者に対する催告や納入指導を実施した。今後も、滞納者及び連帯保証人への督促等を実施し、徴収の強化を図る。

2 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、育児休業から復職した職員の支給停止の解除がなされていなかったため、53,870円の不足払いとなっていた。(総務事務センター)

イ 管理職手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、66,400円の過払いとなっていた。(総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当及び管理職手当の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【企画部】

1 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県統合宛名システムデータ標準レイアウト変更対応支援等委託業務（契約額2,376,000円）について、納品書及び検査日の日付が履行期限を過ぎた日付となっていた。(総合情報政策課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
行政代執行に係る求償費用	77,546,794円	99.1%	116%	(環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への督促状や催告書の送付、面談や電話による現況確認、金融機関等への財産調査を行うとともに、債権の差押えを行った。令和2年度において244,225円を回収した。

2 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

平和創造の森公園駐車場整備工事（契約額7,069,680円）により整備した駐車場や園路について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。（環境再生課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【子ども生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	212,241,243円	61.4%	17.3%
（保護・援護課、北部、中部、南部及び八重山福祉事務所）			
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	98,746,920円	48.5%	△2.9%
（青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所）			

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生の防止や、返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理適正化調査員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和2年度において、12,879,629円を回収するとともに、55,710,353円を履行延期承認し、10,376,588円を不納欠損金として整理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和2年度において、15,190,015円を回収するとともに、2,519,345円を不納欠損金として整理した。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県平和祈念資料館施設管理及び学芸業務委託（契約額13,822,000円）について、正規の見積書を徴取せず、予算執行同時の参考見積書により契約を締結していた。（平和祈念資料館）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

購入したルームエアコン5台（取得金額534,600円）について、備品台帳への登録が行われていなかった。（女性相談所）

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【保健医療部】

1 備品貸与の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

財務規則に定める貸付けの手続がなされていないものが次のとおりあった。

全自動血圧計ほか11件（取得金額計4,157,460円）（衛生薬務課）

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けを行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	294,171,507円	88.6%	△7.2%	(農政経済課)
イ 雑入(違約金)	1,740,000円	100.0%	50.0%	(営農支援課)
ウ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	34,947,969円	77.4%	△5.1%	(水産課)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和2年度において23,179,331円を回収した。

イ 違約金について、債務者の所在確認を行う等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入について、滞納者に対して分割償還の指導や催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和2年度において1,448,000円を回収した。

2 生産物台帳が整備されていなかったもの

(1) 措置の内容

放流及び養殖用の種苗について、生産物台帳が整備されていなかった。(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

生産物台帳を整備した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

3 不適正な事務処理が多数あったもの

(1) 指摘の内容

財務に関する事務について、調定事務の遅延、現金収納時の領収書未発行、生産物台帳の押印漏れなど、財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多数あった。(農業研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

4 公印の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防用設備等点検結果報告書及び消防用設備改修結果報告書の提出に当たって、沖縄県公印規程(昭和47年沖縄県訓令第17号)に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。(農業研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県公印規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	2,787,842,856円	87.0%	△3.8%	(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.0%	0.0%	(企業立地推進課)

- |   |                               |             |        |        |           |
|---|-------------------------------|-------------|--------|--------|-----------|
| ウ | 建物明渡訴訟に係る<br>損害金              | 36,525,000円 | 100.0% | 0.0%   | (企業立地推進課) |
| エ | 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区<br>損害金等諸収入 | 50,954,894円 | 33.0%  | △0.6%  | (企業立地推進課) |
| オ | 雑入(違約金)                       | 2,313,292円  | 11.6%  | 105.3% | (企業立地推進課) |
- (2) 講じた措置の内容
- ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和2年度において403,078,972円を回収した。
- イ 賃貸工場施設使用料について、10,479,000円を不納欠損金として整理した。引き続き国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、回収困難な債権の放棄等に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めている。
- ウ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する催告及び財産調査を実施する等、債権回収に努めている。
- エ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区損害金等諸収入について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、回収困難な債権の放棄等に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めている。
- オ 違約金について、訪問による催告を行うとともに、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

## 2 契約事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

高校生県外インターンシップ事前研修業務委託(契約額230,493円)について、契約日が支出負担行為の決議の前となっていた。(雇用政策課)

### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 【文化観光スポーツ部】

### 1 備品台帳の管理が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

購入したビームライフル機器(取得金額7,800,840円)について、備品台帳への登録が行われていなかった。(スポーツ振興課)

#### (2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

### 2 備品貸与の手続が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

沖縄県総合運動公園体育館に納品した体操やトランポリン競技等に係る備品85点(取得金額59,814,374円)について、指定管理者への貸与手続がなされていなかった。(スポーツ振興課)

#### (2) 講じた措置の内容

指定管理者と締結した基本協定書に基づき貸与手続を行った。指摘後、適正な事務処理に努めている。

### 3 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

武道館空調等設備及びライフル射撃場浄化槽設置工事(契約額35,343,000円)により設置した設備について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。(スポーツ振興課)

#### (2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 【土木建築部】

## 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

### (1) 指摘の内容

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	585,354,034円	10.2%	△8.9%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	35,164,995円	10.5%	9.8%	(住宅課)
ウ 雑入(違約金)	107,537,442円	82.0%	6.1%	(住宅課)
エ 土地明渡強制執行原因者負担金	37,538,560円	100%	0.0%	(海岸防災課)
オ 宜野湾港施設使用料	4,290,317円	2.6%	49.5%	(中部土木事務所)

### (2) 講じた措置の内容

- ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた聞き取りなどの取組を通して納付意識の醸成を図っている。なお、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。
- イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。
- ウ 違約金について、訪問による催告を行うとともに、回収困難な債権66,060,225円について不納欠損金として整理する等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。
- エ 土地明渡強制執行原因者負担金について、債務者への資産証明書等の提出依頼や催告を行う等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。
- オ 宜野湾港施設使用料について、滞納者への催告を行う等、港湾施設(宜野湾港マリーナ)使用料管理マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

## 2 契約方法について改善を要するもの

### (1) 指摘の内容

中城湾港(新港地区)警備業務委託(その1、その2)(契約額計35,368,800円)について、年間を通して契約できるにもかかわらず、合理的な理由も無く6箇月ごとに分割し契約を締結していた。  
(中部土木事務所)

### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 3 備品台帳の管理が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

- ア 購入した空調機6台(取得金額2,860,000円)について、備品台帳への登録が行われていなかった。  
(港湾課)
- イ 購入した空気式防舷材一式(取得金額24,840,000円)について、備品台帳への登録が行われていなかった。  
(南部土木事務所)

### (2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 【病院事業局】

## 1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

### (1) 指摘の内容

令和元年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より20,625,039円(1.2パーセント)減少し1,728,575,202円となっているが、依然として多額となっている。  
(病院事業経営課及び各県立病院)

### (2) 講じた措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、

未収金の縮減に努めている。

## 2 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

北部病院附属伊平屋診療所においては、現金48,000円が亡失する事案があり、その際現金を施錠できる堅固な金庫等に保管していなかった。また、担当者は亡失した金額のうち40,000円を私金で、残り8,000円をつり銭現金で補填し金融機関へ預け入れるなど、不適正な取扱いとなっていた。

(北部病院)

### (2) 講じた措置の内容

現金を保管する際は堅固な金庫で行うこととした。指摘後、沖縄県現金取扱要領等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 3 給与が過払いとなっていたもの

### (1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、142,603円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

### (2) 講じた措置の内容

勤勉手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 4 履行確認が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

重症部門システム一式購入契約（契約額440,000,000円）において、検査調書に決裁権者の押印がなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

## 5 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

特定用途防火対象物である病院においては、消火、通報及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないが、1回のみの実施となっていた。

(八重山病院)

### (2) 講じた措置の内容

指摘後、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施する等、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づく適正な防火管理に努めている。

## 【教育庁】

## 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

### (1) 指摘の内容

収入未済額が前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
雑入（違約金）	22,077,927円	45.4%	25.3%	(施設課)

### (2) 講じた措置の内容

違約金について、滞納者への督促状や催告書の送付を行う等、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

## 2 給与が過不足払いとなっていたもの

### (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 育児休業を取得した職員の期末手当について、除算期間を誤ったため129,468円が不足払いとなっていた。

(八重山教育事務所)

イ 住居手当の支給に当たって、親族から住宅を借り受けている場合は、住民票や確定申告書等により賃貸借の事実等を確認する必要があるが、確認が十分でないまま同手当を支給したため、1,350,



000円の過払いとなっていた。(北山高等学校)  
ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6箇月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、65,664円の過払いとなっていた。(南部農林高等学校)

(2) 講じた措置の内容

期末手当、住居手当及び勤勉手当の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

**3 契約事務が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

管理棟コンプレッサー取替修繕(契約額237,600円)及び消防用設備修繕(契約額217,512円)について、予算執行伺の前に見積書を徴取し契約業者を決定していた。また、支出負担行為の決議を契約を締結するときに行わず、請求書受理後に支出負担行為兼支出調書で行っていた。

(泡瀬特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

**4 財産の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

タブレット端末(取得金額248,504円)の管理が適正でなく、平成30年10月から同年11月までの間に4台を亡失していた。(泡瀬特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、貸出簿の記入や保管場所の施錠徹底など備品の管理体制の強化を図る等、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**5 動物台帳の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

取得した動物について、平成30年度以降、動物台帳への登録が行われていなかった。

(北部農林高等学校)

(2) 講じた措置の内容

動物台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

**6 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

鏡が丘特別支援学校浦添分校用地の一部として購入した土地(1,033.31㎡)について、購入手続きを行った施設課から鏡が丘特別支援学校へ通知を行っていなかったため、公有財産台帳への登録が行われていなかった。(施設課)

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

**7 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練が実施されていなかった。(美里高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施する等、消防法等に基づく適正な防火管理に努めている。

**8 公印の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

防火管理者選任届出書及び消防計画変更届出書の提出に当たって、沖縄県公印規程に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。(辺土名高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県公印規程等に基づく適正な事務処理に努め

るとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

#### 【警察本部】

### 1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

#### (1) 指摘の内容

収入未済額が前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
放置駐車車両違反金	12,569,000円	8.4%	11.5%	(交通指導課)

#### (2) 講じた措置の内容

徴収体制の強化を図った。指摘後、沖縄県警察本部放置違反金債権管理マニュアル等に基づき、適切な債権管理に努めている。

### 2 公有財産の管理が適正でなかったもの

#### (1) 指摘の内容

私有地に建築された駐在所（価額29,002,000円）について、不動産登記が行われていなかった。

(本部警察署)

#### (2) 講じた措置の内容

不動産登記を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

#### <工事等に関する事項>

(平成29年度監査結果報告分)

### 1 施設の改修が必要なもの

#### (1) 指摘の内容

新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29-1）において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入水の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号沈砂池の吐口について、通水能力及び吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用地外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

#### (2) 講じた措置の内容

3号浸透池の法面保護工の破損・崩壊等を防ぐ対策工事及び6号沈砂池の排水が用地外へ流出することを防ぐ対策工事を施工した。

(令和元年度監査結果報告分)

### 1 安全・安心への配慮が必要なもの

#### (1) 指摘の内容

ア 糸満警察署庁舎新築工事（建築1工区）及び県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P1下部工）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。（施設建築課）（中部土木事務所）

イ 糸満警察署庁舎新築工事（機械）及び沖縄県立芸術大学奏楽堂舞台機構設備改修工事（第1期）において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は、特記仕様書に基づき適正に配置する必要がある。（施設建築課）

#### (2) 講じた措置の内容

ア 指摘後、複数の請負工事が混在する場合は、労働安全衛生法に基づき統括安全衛生管理義務者の指名が必要であることを周知徹底し、現場の安全確保に努めている。

イ 指摘後、電気工事が含まれる工事において、電気保安技術者の配置が必要であることを周知徹底し、適正な工事執行に努めている。

## 第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(令和元年度監査結果報告分)

### 1 会計事務に改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

一般財団法人沖縄県私学教育振興会では、出張に際し旅行命令を受けていなかったもの、航空運賃を旅行者に支払うべきところ旅行会社に支払いをしたもの等、一般財団法人沖縄県私学教育振興会人事等規程と異なる取扱いとなっていたものがあつた。  
(総務部所管)

(2) 講じた措置の内容

一般財団法人沖縄県私学教育振興会に対し、関係規程に基づいた適切な対応をするよう指導した。同団体では、関係規程を整備するとともに、適正な会計事務に努めている。

**第3 行政監査の結果に基づき講じた措置**

(平成26年度監査結果報告分)

**1 重要備品の遊休化**

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品がある。

新機種を導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

寄贈された天蓋風飾りの使途がないため利用されていない機関

土木建築部 都市公園課 1件

(2) 講じた措置の内容

該当する重要備品については、県立博物館・美術館で保管し、歴史資料として活用するため、所管換えの手続を行った。